

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和 6 年 6 月 12 日

全国健康保険協会静岡支部
支部長 安田 剛

1 調達内容

- (1) 調達件名
令和 6 年度 産業廃棄物（廃プラスチック類等）の収集運搬・処理業務委託
- (2) 予定数量
①廃プラスチック類・・・・・・・・・・1,300 kg／年
②事務用品等・・・・・・・・100 kg／年
(予定数量は昨年度の実績等に基づいた見込であり、これを確約するものではない。)
- (3) 予定回数
年 3 回
(予定回数は昨年度の実績等に基づいた見込であり、これを確約するものではない。)
- (4) 業務の仕様等
仕様書による
- (5) 履行期間
契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (6) 搬出場所
全国健康保険協会静岡支部
- (7) 見積競争方法
見積競争は総価にて行う。見積書には各廃棄物の処分費 1 kgあたりの単価に各予定数量を乗じて算出した金額（算出された額に 1 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）及び、運搬 1 回あたりの単価に予定回数を乗じて算出した金額の合計金額を記載すること。また、見積金額には当該業務遂行にかかる一切の諸経費を含めること。
有効な見積書を提出期限内に提出し、委託者の予算限度額以下であり、かつ最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。
見積競争にあたっては、見積書に記載された金額をもって見積競争金額とするので、見積者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を見積書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 04、05、06 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていないものであること。
- (8) 原則静岡県内に処分施設を有していること。
- (9) 産業廃棄物（廃プラスチック類）の収集運搬業及び処分業について静岡県知事等の許可を受けている者であること。
- (10) プライバシーマーク、ISO/IEC 27001、JISQ 2700 又はそれに準ずる資格を取得しており、個人情報保護に係る実施体制が整備されていると認められるものであること。
- (11) 過去 3 年間に於いて、産業廃棄物（廃プラスチック類）の廃棄処理等の業務について実績があること。

3 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所及び問い合わせ先
〒420-8512 静岡市葵区呉服町 1-1-2 静岡呉服町スクエア 12 階
全国健康保険協会静岡支部企画総務グループ 担当 近藤
電話 054-275-6602
- (2) 仕様書の交付方法
上記 (1) の場所にて交付する。
- (3) 見積書の提出期限等
期 限 令和 6 年 6 月 26 日（水） 17：00
見積書には事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印すること。
記載漏れ、押印漏れ及び判読できない見積書は無効とする。
提出した見積書の差替え、変更または取消をすることはできない。
- (4) 見積書の添付書類
①資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
令和 04、05、06 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有

する者であることを証明できるもの

- ②静岡県知事等が交付した「産業廃棄物収集運搬業許可証」及び「産業廃棄物処分業許可証」の写し
- ③産業廃棄物（廃プラスチック類）の収集運搬・処理業務実績（様式3）
- ④処分施設及び場所等（静岡県内に限る）を示す資料
- ⑤プライバシーマーク、ISO/IEC 27001、JISQ 27001 又はそれに準ずる資格を取得していることが証明できる書類の写し

(5) 見積書の提出方法

添付書類と共に、前記(1)へ郵送または持参するものとする。

郵送で提出する場合は封筒の目立つ場所に「令和6年度 産業廃棄物（廃プラスチック類等）の収集運搬・処理業務委託に係る見積書在中」と朱書きすること。また、送付方法は配達記録が確認できる方法とすること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金
全額免除とする。
- (3) 見積競争の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した見積書、競争参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他見積競争の条件に違反した見積書の提出は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 手続きにおける交渉の有無 無
- (6) 提出した見積書の差替え、変更または取消しをすることはできない。
- (7) 見積競争参加者は仕様書及び契約書（案）を熟覧のうえ、これらの全ての内容に合意したうえで参加すること。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、見積書提出前に委託者の説明を求めることが出来ること。
- (8) 決定業者には見積書提出期限より5日以内を目途に電話にて連絡することとする。
- (9) 契約方法
見積競争は総価にて行うが、契約は単価契約とする。